

月瀉小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等の基本的な考え方

＜いじめの定義＞ いじめ防止対策推進法第2条より

「児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

新潟市の基本理念

○いじめは、どの子どもにも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

- 月瀉小学校は、楽しい学校をつくる中で、子どもを人として成長させ、教育目標の「自ら学び 明るく強く 伸びる子ども」を育てることを使命と考え、誰に対しても進んで思いやりをもって接しようとする姿へと導いていく。そのために、支え合い高め合う交友関係を構築するとともに、児童の自己肯定感を培い、全教育活動を通じていじめ防止の取組を行う。
- いじめは、それを受けた児童の心身を深く傷つけ人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることを認識させ、どのような理由があろうともいじめは行わせない、見逃さないという姿勢で臨み、早期発見、早期対応に当たる。
- いじめの対応については、いじめられている児童の心身の安全を確保することを最重要課題ととらえ、学校、地域、保護者、関係機関等が協力・連携して、予防・解決に当たる。

2 いじめ防止の方策と対応

(1) いじめの防止

- ① 当校は、「つよい子ども、きまりを守る子ども、がんばる子ども、たすけあう子ども」を目指す姿とし、各学級においてその具現化を図っていく。
- ② 当校はいじめの起きない学級にするために、ソーシャルスキルトレーニングを取り入れたり、社会的スキルを身に付けるための指導を日常的に行ったりしていく。
- ③ 当校はいのちの教育を道徳教育の柱として推進し、学年学級経営の強化を図る。いじめを題材とした道徳科の授業を年間計画に位置付けて実施する。
- ④ 当校はクルーズ班（縦割り班）による異年齢集団活動の充実により思いやりの気持ちや協調性を育てていく。

(2) いじめの早期発見

- ① 当校は、日常の観察、声掛け、聞き取り、アンケート等の活用等、教育相談体制の充実によりいじめの早期発見に努める。アンケート調査実施に際しては、複数の教職員による即日チェックをしていく。

- ア いじめに関する児童アンケート調査の実施（年3回，6月・11月・2月）
- イ 児童アンケート・保護者アンケートの実施（年2回）
- ウ 教育相談の実施（随時）

- ② 当校は、教職員に対し、いじめの防止のための研修会を実施し、教職員の指導力の向上を図る。特に、児童に対する教職員の不適切な言動が、いじめに加担・助長させてしまう恐れがあることを全教職員で共通理解していく。
- ③ 当校は、児童及びその保護者に対して、インターネット等を通じて発信される情報の特異性を伝えるとともに、ネット関連のいじめ防止に努める。

(3) いじめ発見時の対応

- ① 当校は、いじめが疑われる事案を確認したとき、速やかに校内いじめ対応ミーティングを開催し、事実の有無、具体的な内容の確認を行う。その際、市より提示されている様式8の用紙を用いて記録し、用紙は必ず提出後保管する。
- ② いじめに関する記録は、今後の支援に重要なことから校長室にて厳重に保管していく。
 - ・いじめに関する児童アンケート → 児童が卒業するまで保管
 - ・調査結果をまとめた資料等 → 児童の卒業後5年間保存
 ※特に、重要度「高」の事案については対応を含む全ての資料を確実に保管する。
- ③ 当校は、いじめを認知した場合、すぐその行為をやめさせるとともに、再発防止のため、複数の教職員で対策にあたる。また、必要に応じて専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援を行う。さらにいじめを行った児童やその保護者に対しても継続的に支援を行う。

また、いじめの加害・被害双方の保護者の間で争いが起きることがないように、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有する措置を講ずる。

<いじめが発生した場合の対応>

- (1) いじめの事実確認
- (2) いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援
- (3) いじめを行った児童及びその保護者に対する支援，指導，助言

- ④ いじめの解消については、加害行為が相当期間（3ヶ月を目安とする）なく、被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められるようになった上で、解消としてよいか適切な判断を行う。

【学校におけるいじめのサイン】

急な体調不良 遅刻や早退の増加 授業開始前の机，椅子，学用品の乱雑さ
 授業への遅刻 学用品，教科書，体育着などの紛失 学用品の破損，落書き
 保健室来室の増加 日頃交流のない児童との行動 発言や言動に対する皮肉や失笑の頻発
 多数児童からの執拗な質問や反論 凶工，家庭科，書写等での衣服の過度な汚れ
 休み時間の単独行動 特定児童の発言へのどよめきや目配せ 突然のあだ名
 特定児童からの忌避，逃避 特定児童の持ち物からの逃避 等

- ⑤ いじめを行った児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導すると同時に成長支援の観点から、当該児童が抱える問題等を解決するよう対応していく。

＜行為の反省を促すために＞

事実確認する際は、時間をかけて丁寧に状況を振り返る場を設け、自分自身の行動を自分の言葉で語れるように促す。

いじめを行った児童としっかり向き合い、思いを受け止めながら心境を理解するように寄り添う指導となるよう配慮する。

＜再発防止のために＞

教職員が日常的にコミュニケーションをとり、いじめを行った児童の自己肯定感や自己有用感を高めるよう学習場面や生活場面において活躍の場を与えるとともに、それを認め・高め・励ますことに努める。

全教職員が、当該児童の情報等を共有できるよう情報共有の場を設け、見守りや指導に繋げていく。

＜背景にある問題解消のために＞

面談を複数実施する中で、当該児童が抱えているストレスや悩みを聴き取っていく。

(4) 重大事態への対応

- ① 被害児童の身の安全を確保するために必要と認めた場合、いじめの加害・被害児童を切り離して教室以外の場所で学習を行わせる。さらに被害児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。(教育委員会の指導の下、いじめを行った児童に対し出席停止制度の運用もありうる。)
- ② 当校は重大事態またはそれに発展する恐れのある事案に対し、速やかに、適切な方法により事実関係を調査するとともに、教育委員会に事実の発生を速やかに報告し、その対応を協議する。また、教育委員会の指導の下、マスコミ対策を適切に行う。
- ③ 当校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処する。(児童の生命、又は身体に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄の警察署に通報し、適切な指導を仰ぐ。)
- ④ 当校はいじめを受けた児童及びその保護者に対し、心身に負った傷の回復に向けて必要な支援を行う。
- ⑤ 当校は、自殺につながる可能性がある場合(自傷行為や「死にたい」などのつぶやきに関して)、教育委員会へ一報を入れるとともに、全校で共有し、迅速・適切に対応を検討・共有する。

(5) 保護者との連携

- ① 当校は、保護者からの訴えに対して迅速に対応していく。
- ② 当校は保護者に対しては、その保護する子どもが自らいじめを行うことのないよう、機会ある毎に働きかけていく。
- ③ 当校は子どもがいじめを受けた場合は、子どもの安全を第一に考えることを旨とし、保護者からも子どもを保護してもらうとともに、いじめの解決に向けた措置に協力してもらうように働きかけていく。

いじめの組織対応

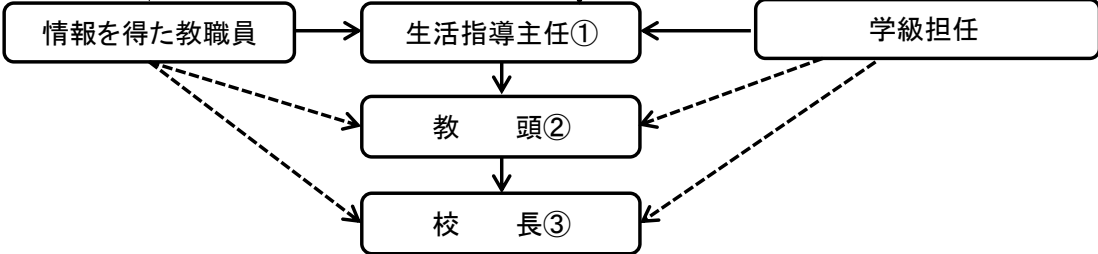
いじめの情報についての報告・対応の流れ

いじめの情報
日常の観察, 本人の申し出, 教育相談, 他の児童生徒・保護者等からの情報提供, アンケート, その他

情報源の分類:

- 日常の観察, 本人の申し出, 教育相談, 情報提供 など
- アンケート (安心して記入できる環境整備, 必ず相談にのるという約束, 原本の保管)

原則として, 複数の目で即日チェック



すぐに 招集

校内いじめ対応ミーティング
情報共有 共通理解
原則として, 即日開催

調査(事実関係の把握)
指導(支援)方針・分担の決定

連絡 → 保護者

重大事態かどうか

重大事態 重大事態ではない

速報が必要か

必要 不要

市教委へ電話で速報

いじめ状況調査による報告

学校への指導・支援

重大事態の場合

招集

いじめ対策委員会

- 調査方針・分担決定
- 調査
- 指導(支援)方針等の協議
- その他

全教職員
情報共有 共通理解

校内での指導・支援

一定程度の解消

指導・支援・見守りの継続

解消

関係機関との連携
警察
児童相談所
教育相談センター
その他

協力 支援

相談